

○情報公開委員会設置細則

(平16細則第29号 平成16年4月1日)

改正 平16細則第197号 平成16年7月1日  
平18細則第103号 平成19年3月13日  
平19細則第86号 平成19年9月21日  
平21細則第48号 平成21年7月28日  
平21細則第98号 平成22年3月17日  
平22細則第15号 平成22年6月29日  
平24細則第32号 平成24年9月6日  
平26細則第63号 平成27年3月31日  
平30細則第112号 平成31年3月29日  
令1細則第59号 令和元年10月30日  
令3細則第23号 令和3年6月29日  
令3細則第99号 令和4年3月31日  
令4細則第89号 令和5年3月31日  
令5細則第6号 令和5年6月1日

(設置)

第1条 国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）の情報公開に関する事項を審議するため、情報公開規程（平16規程第25号）第3条の規定に基づき、情報公開委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 機構が開示請求を受けた法人文書についての全部開示、部分開示又は全部不開示の決定

(2) 移送・第三者意見照会の必要性に係る事項

(3) 他の独立行政法人等又は行政機関の長からの意見照会に係る事項

(4) 審査請求の対応方針に係る事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、機構の情報公開及び法人文書の管理に係る事項

2 委員会は、審査請求に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申書の内容について報告を受ける。

(構成等)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は総務部長をもって充てる。

3 委員は、総務部長を除く別表に定める構成員とする。

4 委員長は必要に応じてオブザーバーの出席を求めることができる。

(報告)

第4条 委員長は、委員会の審議内容を理事長に報告する。

(委員会の運営)

第5条 委員会の運営は、総務部法務・コンプライアンス課が担当する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平16細則第197号)

この細則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平18細則第103号)

この細則は、平成19年3月13日から施行する。

附 則 (平19細則第86号)

この細則は、平成19年9月21日から施行する。

附 則 (平21細則第48号)

この細則は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平 2 1 細則第 9 8 号）

この細則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 2 細則第 1 5 号）

この細則は、平成 2 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 4 細則第 3 2 号）

この細則は、平成 2 4 年 9 月 1 0 日から施行する。

附 則（平 2 6 細則第 6 3 号）

この細則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 3 0 細則第 1 1 2 号）

この細則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 1 細則第 5 9 号）

この細則は、令和元年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則（令 3 細則第 2 3 号）

この細則は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令 3 細則第 9 9 号）

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 4 細則第 8 9 号）

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 5 細則第 6 号）

この細則は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

委員	技術開発部長
	北極域研究船推進部長
	研究推進部長
	研究プラットフォーム運用部門企画調整部長
	経営企画部長
	海洋科学技術戦略部長
	総務部長
	人事部長
	経理部長
	情報セキュリティ・システム部長
	安全衛生監理室長
	監査室長